



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月2日月曜日 第303号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定.....	(農地整備課) ...	434
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課) ...	434
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	435
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	435
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	435
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	435
土地改良区の定款変更の認可(6件).....	(") ...	435
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	436
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(南予地方局農村整備課) ...	436
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	436
指定道路の指定(2件).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	437

公 告

えひめこどもの城複層型木製アスレチック遊具整備業務の委託.....	(子育て支援課) ...	437
次期教育情報通信ネットワークシステム基本設計業務の委託.....	(教育総務課) ...	438

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	439
-------------------------------	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、藤井清孝の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市小松町新屋敷道場	甲1460	田	1,118㎡のうち 948㎡

○愛媛県告示第498号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町高岸字谷田甲2148、字谷川乙1222の1、乙1230の1、乙1230の2、字タキノ下乙1242の1、乙1242の2、乙1243の1、乙1243の2、乙1246
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

双海町高岸字谷川乙1222の1・字タキノ下乙1242の1・乙1242の2・乙1243の1・乙1243の2(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)、字谷川乙1230の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第499号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
東温市河之内字アンゾ乙1670の157
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年5月2日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社康臨丸	訪問看護ステーション和来 さいじょう	愛媛県西条市三津屋453-2 稲井ビル 2F	令和4年2月1日	訪問看護
合同会社あいハート	あいハート	愛媛県新居浜市萩生272番地の52	令和4年2月1日	訪問介護

○愛媛県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年5月2日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社康臨丸	訪問看護ステーション和来 さいじょう	愛媛県西条市三津屋453-2 稲井ビル 2F	令和4年2月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月2日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人聖風会	居宅介護事業所 ていずい	愛媛県西条市禎瑞字相生5番385番地	令和3年9月30日	訪問介護

○愛媛県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	山本 由香	松山市久万ノ台1038番13号

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	竹内 幹人	松山市余戸南3丁目5-4

○愛媛県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市馬木町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林下土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市志津川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市水泥町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第4号 令和4年4月21日	伊予市下吾川字南西原1641番1、1641番2、1755番2、1755番4、1755番7、1756番9、1641番1・1755番2・1755番4・1755番7西側里道	伊予郡松前町西高柳335番地1 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第3号 令和4年4月22日	伊予郡松前町大字神崎字四反地943番1	松山市拓川町1番17号 ヴェルジェ石手川301号 岩 田 聡 史 郎 岩 田 菜 々 恵

○愛媛県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、河辺国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大久保山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第514号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第13822号	平成29年9月8日	(有)豫州鉄工所	松下 賢志	喜多郡内子町五十崎甲1833	令和4年3月10日	建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

(般 - 2) 第8776号	令和2年 5月15日	(有)アサノ設備	河野 行信	八幡浜市保内町須川24 - 1	令和4年 3月23日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 29) 第16996号	平成29年 5月1日	久保興業(株)	尾崎 浩二	喜多郡内子町五十崎甲918	令和4年 3月25日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28) 第13602号	平成28年 12月11日	猿谷建設	猿谷 修一	宇和島市三間町則1741 - 1	令和4年 3月30日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第515号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年5月2日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和4年4月21日
- 3 指定道路の位置
大洲市東大洲132番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.80メートル
 - (2) 幅員 4.85メートル

○愛媛県告示第516号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年5月2日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和4年4月21日
- 3 指定道路の位置
大洲市東大洲132番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.80メートル
 - (2) 幅員 4.85メートル

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
えひめこどもの城複層型木製アスレチック遊具整備業務
 - (2) 業務内容
えひめこどもの城複層型木製アスレチック遊具整備業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の前日6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 実施体制等

本業務の実施に必要な体制、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の受注又は運営若しくは参画の実績、确实かつ効果的なスケジュール

イ 整備遊具

利用者層への配慮、内外装のデザイン性、利用の継続性

ウ 整備後の運営に係る配慮

効率的な運行・管理、長期的な安全性、効果的な感染症拡大防止対策

エ プロモーション

プロモーションの利用促進効果

オ 追加提案

追加提案の実現性及び有効性

カ 見積金額

計上費用の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

子育て支援課子育て支援企画係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2413

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年5月2日(月)から5月18日(水)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年5月18日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年6月13日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 - 2413

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Install multi layer wooden athletic playset in Ehime Children's Playground, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 18 May 2022
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 13 June 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal, please

contact: Child Care Support Planning Section, Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2413

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年5月2日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

次期教育情報通信ネットワークシステム基本設計業務

(2) 業務内容

次期教育情報通信ネットワークシステム基本設計業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 委託業務と同程度のネットワークシステム設計業務又は運用管理業務の実績を有する者であること。

ウ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 基本要件

基本方針、1で示した業務と同種又は類似の業務の実績及び業務の実施体制の妥当性

イ 重点要件

教職員テレワークの充実、教職員業務の効率化、セキュリティ対策の強化、学校アクセス回線の強化及びインターネット接続回線の高速化に係る提案の妥当性

ウ 機能要件

システム構成及び機能履行能力の妥当性

エ 構築要件

システムの構築に関する実施体制及びスケジュールの妥当性

オ 運用要件

システムの運用管理に関する実施体制及び内容の妥当性

カ 追加提案

追加提案の妥当性

キ 価格

基本設計費用及び運用管理費用の経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課企画情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2997

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年5月2日(月)から5月18日(水)までの執務時間中(愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年5月18日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年6月13日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課企画情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2997

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Basic design of Educational Information and Communication Network System (Ehime School net), 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 18 May 2022
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 13 June 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Planning and Information Group, Education and General Affairs Division, Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2997

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 188

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月2日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条、第3条関係)		別表(第2条、第3条関係)	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知事部局	部長 営業本部長 営業統括部長 防災安全統括部長 特命担当部長 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ愛・野球博推進監 サイクリング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 水資源・	知事部局	部長 営業本部長 防災安全統括部長 特命担当部長 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ愛・野球博推進監 サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 水資源・

ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹
課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営
業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属す
るもの並びに人事係、組織定員係、人材育
成係、給与係及び法令係が所掌する事務の
全部又は一部を専門事項とするものに限
る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長
調整管理係長 人事係長 組織定員係長
人材育成係長 給与係長 福利健康係長
共済・年金係長 報道係長 広聴・相談
係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘
書課及び総合政策課に属するもの（総合政
策課にあつては、調整管理係に属するもの
を除く。）、予算、庁舎管理、庁内働き方
改革の推進及び広報プロモーションを担当
するもの並びに人事係及び福利健康係が所
掌する事務の一部を管理するものに限
る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人
事係、組織定員係、人材育成係、給与係及
び法令係に属するものに限る。） 主事
（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定
員係、人材育成係、給与係及び法令係に属
するものに限る。）

ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹
課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営
業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属す
るもの並びに人事係、組織定員係、人材育
成係、給与係及び法令係が所掌する事務の
全部又は一部を専門事項とするものに限
る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長
調整管理係長 人事係長 組織定員係長
人材育成係長 給与係長 福利健康係長
共済・年金係長 報道係長 広聴・相談
係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘
書課及び総合政策課に属するもの（総合政
策課にあつては、調整管理係に属するもの
を除く。）、予算、庁舎管理、庁内働き方
改革の推進及び広報プロモーションを担当
するもの並びに人事係及び福利健康係が所
掌する事務の一部を管理するものに限
る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人
事係、組織定員係、人材育成係、給与係及
び法令係に属するものに限る。） 主事
（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定
員係、人材育成係、給与係及び法令係に属
するものに限る。）

出 先 機 関	本局	局長 部長 建設技術監 保健統括監 医 監 _____ 農業普及振興監 復興監 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務 係長 地域政策課企画調整係長
	支局	支局長 保健統括監 課長 _____ 室長 主幹 地域政策班長 医監
	省略	
	保健 所	所長 _____ 課長 室長 医監 主幹
	省略	
	省略	
	衛生環境 研究所	所長 _____ 危機管理調整監 副所長 課長 室 長 センター長 主幹 次長
	心と体の 健康セン ター	所長 _____ 次長 医監
	省略	
	農業大学 校	校長 副校長 課長 教授 _____
省略		
省略		

備考 省略

出 先 機 関	本局	局長 部長 建設技術監 保健統括監 医 監 技幹 _____ 農業普及振興監 復興監 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務 係長 地域政策課企画調整係長
	支局	支局長 保健統括監 技幹 課長 室長 主幹 地域政策班長 医監
	省略	
	保健 所	所長 技幹 課長 室長 医監 主幹
	省略	
	省略	
	衛生環境 研究所	所長 _____ 副所長 課長 室 長 センター長 主幹 次長
	心と体の 健康セン ター	所長 技幹 次長 医監
	省略	
	農業大学 校	校長 副校長 課長 教授 分校長
省略		
省略		

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。